

運 営 規 程

特別養護老人ホーム 八潮いこいの里(ユニットショート)

特別養護老人ホーム 八潮いこいの里(ユニットショート) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人きらめき会が開設する 特別養護老人ホーム 八潮いこいの里(ユニットショート) (以下「事業所」という。)が行う 空床利用型 短期入所生活介護及び空床利用型 介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態(介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態)にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従事者は利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、排泄、入浴の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練を行うことによって利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従事者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 八潮いこいの里(ユニットショート)
- (2) 所在地 埼玉県八潮市坂526-1

(利用定員)

第4条 空床利用型短期入所生活介護及び空床利用型 介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム 空床利用型 (90名以内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業に従事する従業者する職員、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名
施設の業務を統括し、職員の指揮監督を行う。

- (2) 事務職員 1 以上

庶務、経理一般を行う。

- (3) 生活相談員 1 以上

日常生活についての相談援助、入退居に関する業務を行う。に係る相談・調整、利用者及び家族からの相談、市町村・関連機関との調整等。

- (4) 介護職員又は看護職員

介護職員 42 以上（常勤換算人員）

利用者の数が 2 又はその端数を増すごとに 1 以上（ユニットと兼務）

入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。

看護職員 3 以上（常勤換算人員）

入所者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1 以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- (6) 管理栄養士（栄養士） 1 以上

食事提供の管理、利用者の栄養管理指導を行う。

- (7) 医師 1 以上

入居者の健康管理および療養上の指導及び保健衛生指導を行う。

2. 前項に定めるものの他、必要に応じ、その他の職員を置くものとする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料金等）

第 6 条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割、3 割の額とする。

- (1) 食事、排泄、入浴等介護及び日常生活上の便宜の提供

- (2) 日常生活動作の機能訓練

- (3) 健康チェック

- (4) 送迎

2 前項に定める支払いを受けるほか利用者から次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 第 8 条に掲げる通常の送迎実施地域を越えて行う送迎に要する費用。

I 通常の送迎実施地域を越えた地点から 10 キロメートル未満 500 円

II 通常の送迎実施地域を越えた地点から 10 キロメートル以上 1,000 円

- (2) 滞在費 ユニット型個室 2,700 円

滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

- (3) 食費 朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 500 円

食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

項 目	内 訳
(4) 医療費(代行)	契約者本人の医療に関わる費用(医療機関等からの請求金額)
(5) 理美容代	実費
(6) 嗜好品	実費
(7) 郵送費	実費(切手、葉書の購入など)
(8) 日常生活品費	日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担い ただきます。(歯ブラシ・口腔衛生用品・居室にて使用する個人的な 物品など)
(9) 特別な食事	契約者の希望により特別な食事を提供した場合、その実費 当施設では、通常のメニューの他にご希望の場合には、ご家族様で ご用意いただくか、当施設で御用意致します。また当施設で準備し た場合には料金は別途かかります。
(10) 特別な行事参加費	外出や旅行等特別な行事の参加にかかる費用
(11) サービス終了後の居室 利用料金	ご契約者が、サービス終了後も残置物を置かれたままにした場合 や、居室を明け渡さない場合等に、本来のサービス終了日から現実 に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(この場合、所得に 関わる減額はされません)
(12) ご家族の御食事代	ご家族の来訪時のお食事(契約者と同メニュー・同料金) ただし、行事などの特別食は要した費用をご請求させていただきます。
(13) 買物の代行	購入額実費
(14) 所持品の処分費	実費
(15) 電気代	TV、電気毛布、加湿器について 1 日 50 円(上限 50 円とする)ラジ オ、パソコン、電気カミソリ、携帯電話、その他電化製品 1 日 20 円 (居室に設置することで請求が発生します。)
(16) 教養娯楽費	ご契約者の希望にて趣味活動を行った場合。例：茶道、華道、編 み物等(材料代等の実費をいただきます。)

※上記の個別に希望される物品については、ご家族で用意いただける場合には施設からの請求は発生しませ
ん。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に文書で説明を行い支払いに同意をする
旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を
問わず職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに家族に連絡し、サービス提供を継続するか、かかりつけ医に診断する等の相談を行い適切な対応を行う。
- 3 利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行う。

（通常の送迎実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は八潮市、草加市、三郷市の区域とする。

（介護計画の作成等）

第9条 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の方針は概ね連続する4日間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者に対して策定する。策定、実施に当たっては下記のこと

- （1）従事者は、計画に基づいたサービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- （2）従事者は利用者に対して適切な介護方法をもってサービス提供を行うものとする。
- （3）常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、生活相談、日常動作訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。また、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携の下、計画を行うこととする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- （1）利用者は介護サービスの利用に際しては、予め指定する必要品について持参すること。
- （2）火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。
- （3）施設は、高額の金銭、貴重品の管理は行わないこと。
- （4）管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うとともに、施設内の設備及び備品の利用に際しては十分に注意すること。
- （5）利用前や当日の健康状態により、サービス提供を中止する場合があること。
- （6）特別養護老人ホーム併設の事業所であることから、入所利用については特別養護老人ホームの規則を遵守する

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束の制限）

第12条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- （1）消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- （2）消防設備、施設等の点検及び整備
- （3）従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- （4）その他防火管理上必要な業務

（記録の整備）

第14条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとする。

（衛生管理等）

第15条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め必要な措置を講じ、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

（苦情の処理）

第16条 事業所は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、提示、質問、照会の求めに応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導・助言を受け

た場合それに従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持等）

第 17 条 従事者等は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従事者に対して業務上知り得た利用者又はその家族の情報に関して、秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約書等をもって遵守させるべく必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 第 18 条 授業書は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所の利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（地域との連携）

- 第 19 条 事業所は、その運営にあたり、地域住民またはその自主的なボランティア活動等の連携及び協力をおこなう等、地域との交流に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

- 第 20 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると思われる重要事項及び運営規程の抜粋等を掲示する。

（その他）

- 第 21 条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人きらめき会理事長、事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する

この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する

この規程は令和 5 年 11 月 1 日から施行する

この規定は令和 5 年 11 月 16 日から施行する

この規定は令和 6 年 8 月 1 日から施行する